令和元年度

学校安全総合支援事業

実践報告集

長野県教育委員会

はじめに

元号が平成から令和に変わった昨年も全国各地で多くの自然災害が発生しました。１月から８月にかけては、熊本・北海道・宮崎・千葉・山形・福島等で震度５弱から６強の地震が発生し、台風・豪雨関係では、８月の令和元年九州豪雨で数十年に一度の非常事態、福岡・佐賀・長崎に大雨特別警報が出され、災害警戒レベルも最も高いレベル５となりました。また、９月の台風 15 号では千葉県で最大瞬間風速 57.5 メートルを観測し、大規模な停電や携帯電話の通信被害が発生しました。そして、10 月に発生した台風 19 号は、全国で甚大な被害をもたらし、本県においても県内各地で浸水被害が生じ、建物被害や人的被害、農業や観光等にもその被害は広がりました。

異常気象については、ここ数年報じられ続けてきましたが、本年度も記録的な被害が発生しました。今後も想定を超える災害が起こることを予測し、準備を整えておくことが大事になってきます。

平成 29 年５月には、水防法等の一部改正により、市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の学校等、要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成と水害・土砂災害を想定した避難訓練や防災教育の実施が義務付けられました。令和２年度の出水期前には完全実施となります。

自然災害は避けられないものの、少しでも被害を軽減する「減災」が重要とされる時代を迎え、全国の自治体や学校において防災（減災）体制や防災教育に係る取組が推進されています。

本事業は、児童生徒が自他の生命を尊重することを基盤として、生涯にわたり健康で安全な生活を送るための基礎を培い、安全で安心な社会づくりに進んで参加し、貢献できる資質や能力を育てることを目的としています。

防災教育では、多くの学校で形式的な避難訓練が見直され、突然襲ってくる自然災害に備え、より実践的な避難訓練が行われるようになってきました。本事業の指定校では、授業以外の休み時間や掃除の時間等に発生を想定した避難訓練や予告なしの抜き打ち訓練等のほか、時間をかけずに反復して実施できるショート訓練、一次避難から二次避難へ、さらには引き渡し訓練といったより実態に近い訓練が、着実に行われています。

本報告集は、そうした指定校の優れた実践をモデルとして、広く県内に紹介し、各校における安全教育の取組を推進する上での参考にしていただくとともに、安全教育の一層の充実を図るため、実践事例をまとめたものです。日常の授業や特別活動等を通じて、地域や学校の実情に応じた安全教育を実践し、児童生徒の学校安全に対する意識の高揚を図る取組に本報告集を活用していただくようお願いします。

令和２年２月

長野県教育委員会事務局保健厚生課長　　神田一郎

目　　次

学校安全総合支援事業実施要項（防災教育）　・・・・・　1

学校防災アドバイザー派遣・活用の実践報告（ 26 校 ）

1　安曇野市立豊科南小学校　・・・・・・・・・・・　3
2　安曇野市立豊科北小学校　・・・・・・・・・・・　6
3　安曇野市立豊科東小学校　・・・・・・・・・・・　11
4　安曇野市立豊科南中学校　・・・・・・・・・・・　15
5　安曇野市立豊科北中学校　・・・・・・・・・・・　18
6　安曇野市立穂高西小学校　・・・・・・・・・・・　22
7　安曇野市立穂高東中学校　・・・・・・・・・・・　25
8　安曇野市立穂高西中学校　・・・・・・・・・・・　29
9　安曇野市立三郷小学校　・・・・・・・・・・・　34
10　安曇野市立三郷中学校　・・・・・・・・・・・　37
11　安曇野市立堀金小学校　・・・・・・・・・・・　41
12　安曇野市立明南小学校　・・・・・・・・・・・　44
13　安曇野市立明北小学校　・・・・・・・・・・・　48
14　長野市立西部中学校　・・・・・・・・・・・　51
15　長野市立加茂小学校　・・・・・・・・・・・　55
16　長野市立信里小学校　・・・・・・・・・・・　59
17　長野市立山王小学校　・・・・・・・・・・・　65
18　飯綱町立飯綱中学校　・・・・・・・・・・・　68
19　白馬村立白馬中学校　・・・・・・・・・・・　73

20 佐久市立臼田小学校 ・・・・・・・・・・・ 76
21 松川村立松川小学校 ・・・・・・・・・・・ 79
22 小谷村立小谷小学校 ・・・・・・・・・・・ 82
23 長野県木曽養護学校 ・・・・・・・・・・・ 85
24 長野県飯山養護学校 ・・・・・・・・・・・ 90
25 長野県諏訪養護学校 ・・・・・・・・・・・ 94
26 長野県上田養護学校 ・・・・・・・・・・・ 97

令和元年度　学校安全総合支援事業　実施要項

１　趣　　旨

児童生徒等の安全を脅かす自然災害の発生等を踏まえ、地域や学校の抱える学校安全上の課題の解決を図るために、児童生徒等に対して、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成したり、「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」を高めたりする安全教育とともに、「危機管理マニュアル」の作成・検証や地域住民・保護者・関係機関との連携体制の構築など学校の安全管理の充実・徹底について、地域から広域的に普及を図ることが重要である。

このため、防災教育を中心とした安全教育の指導法の開発・普及や通学時を含めた児童生徒等の安全確保体制の構築・普及について、学校外の専門家による指導・助言等を行うことにより、学校や地域における安全教育・安全管理の充実を図るものである。

２　事業概要

学校における防災教育を中心とした安全教育・安全管理等の取組を支援するため、下記の事業を実施する。

各事業を実施するにあたっては、県教育委員会に「推進委員会」を置き、県内全域への防災教育の普及充実に取り組む。また、複数の学校を含むモデル地域を設置する。

当該モデル地域の市町村教育委員会では「実践委員会」を置き、当該地域で取り組む防災教育の推進と市町村域内への普及充実に取り組む。

（１）地震災害に関する防災管理・防災教育

①　学校防災アドバイザーの派遣・活用（対象校に２～３回派遣）

ア　希望する小中特別支援学校に、学校防災アドバイザーを派遣し、地震を中心とした防災管理・防災教育の推進を図る。

(アドバイザーの支援内容)

○　避難訓練の視察及び指導 ○　「学校防災計画」、「危機管理マニュアル」等に関する指導、助言 ○　学校内外の安全点検、登下校中・休日等の災害発生時における対応及び連絡体制、児童生徒の待機・引き渡し、安否確認、地域との連携、防災マップ作成見直し等に関する指導、助言 (※気象災害から身を守るための防災気象情報の活用についての指導、助言)

イ　学校防災アドバイザー

信州大学教育学部	名誉教授	榊原　保志　氏
信州大学教育学部	教　　授	廣内　大助　氏
信州大学教育学部	教　　授	島田　英昭　氏
信州大学学術研究産学官連携	助　　教	本間　喜子　氏
立正大学社会福祉学部	専任講師	白神　晃子　氏
特定非営利活動法人 DoChubu		落合　鋭充　氏
日本赤十字社長野県支部		
(※長野地方気象台	次長	藤原　健治　氏　)

②　公開授業の実施

防災教育の授業を公開することで、地域内の学校間で連携した取組を促進する。

（２）浸水害・土砂災害に関する防災管理・防災教育

① 学校防災アドバイザーの派遣・活用

ア 希望する小中特別支援学校に、学校防災アドバイザーを派遣し、浸水害・土砂災害を中心とした防災管理・防災教育の推進を図る。

（アドバイザーの支援内容）

○ 水害（河川環境）に係る防災授業の実施、防災教育担当教諭の支援 ○＊浸水害・土砂災害を想定した避難訓練の視察及び指導 ○＊「避難確保計画」の作成、「危機管理アニュアル」等に関する指導、助言 （※気象災害から身を守るための防災気象情報の活用についての指導、助言）

＊ 水防法の一部改正により市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設（学校等）においては、「避難確保計画の作成」と「避難訓練の実施」が義務付けられたことから専門家による指導助言等の支援が必要。

イ 学校防災アドバイザー

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所防災情報課長 小林 卓生 氏

気象庁長野地方気象台 次長 藤原 健治 氏

（※気象庁と国土交通省の連携も可能）

長野県建設部砂防課

② 公開授業の実施

防災教育の授業を公開することで、地域内の学校間で連携した取組を促進する。

３ 事業実施期間

令和元年７月１日～令和２年１月 15 日 （予定）

４ 実施方法

（１）事業の流れ（希望する市町村は、計画書を作成、提出する）

① 推進委員会、モデル地域及び実践委員会の設置

ア 県教育委員会は、推進委員会を置き、事業実施希望のある市町村教育委員会と相談して複数の学校を含むモデル地域を設定

イ モデル地域内には、地域内で中心的に取り組む拠点校を置き、他校との連携を図る

ウ モデル地域の市町村教育委員会は実践委員会を設置し、モデル地域内の防災教育の充実に取り組む

（実践委員会は、当該市町村教委担当者、県教委担当者、モデル地域内の各学校で防災教育を担当する教員（中核教員）、消防署、その他必要に応じて警察、学識経験者、PTA、地元自治会等で構成する。）

エ 市町村は、モデル地域の取組を域内に普及する

オ 実践委員会には学校防災アドバイザーを派遣する

② 学校防災アドバイザーの派遣・活用（対象校に２～３回派遣）

ア 市町村担当者は、モデル地域内の対象小中学校と学校防災アドバイザー派遣日程等の調整を行い、実施日の１週間前までに計画書をＥメールで保健厚生課に提出すること。

（公開授業日より２ヶ月前までに要項等を提出。文科省のＨＰで情報公開の予定。）

イ 上記により、学校防災アドバイザーの派遣を受けた場合は、１週間以内に報告書を保健厚生課に提出すること。

５ 完了報告

実施対象校は、事業の実施内容を記録（写真及び文書）に残し、事業終了後１ヶ月以内（最終：令和２年１月 15 日）に、実践報告書及び事業の成果がわかる資料※を市町村教委をとおして、Ｅメールで保健厚生課に提出すること。

市町村教委は、実施報告書により実施内容、アンケート調査結果、成果と課題等を記載の上、提出する。

※ 事業の成果がわかる資料・・・指導案、校舎内掲示物、転倒防止や避難、安全に関わる表示、写真、マニュアルや指導方法の改善点、児童生徒向けのチラシや家庭への通知等